

## 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部を改正する件

## について（概要）

## 第1 新型インフルエンザ対策の充実

新型インフルエンザウイルスが出現した際の基本的な対応方針を策定するための報告書が平成16年8月にまとめられ、これを踏まえて以下のように見直しを行うこととする。

## 1 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄又は確保

- ① 適切な役割分担のもとで、国及び都道府県がその備蓄又は確保を行うこと。
- ② 都道府県の予防計画に「医薬品の備蓄又は確保に関する事項」について規定すべきものとする。

## 2 インフルエンザワクチンの供給のための事前準備

- ① ワクチンの生産や供給が安全かつ迅速に行われるための体制の確保を実施すること。
- ② 国は、ワクチンの開発支援を行うとともに、薬事法に基づく承認のための審査を迅速に行わせるよう配慮すること。

## 第2 発生動向調査の充実・強化

昨年の感染症法施行規則の改正により積極的疫学調査を行う場合を規定したことなどを踏まえ、以下のように見直しを行うこととする。

- 1 獣医師の届出を受けた都道府県知事等は保健所等と連携して積極的疫学調査等を行うこと。
- 2 地域における流行状況の把握及び感染源・感染経路の究明を関係機関の協力を得て進めていくこと。

## 第3 感染症対策の広域的対応等

- 1 ウエストナイル熱の国内への侵入の可能性が高まっていることから、以下のように見直しを行うこととする。

蚊を介する感染症の対策（環境整備、普及啓発、発生動向調査、捕獲等）の充実を図ること。

- 2 感染症指定医療機関の指定が進んでいないことを踏まえ、以下のように見直しを行うこととする。
  - ① 一つの病院を複数の都道府県に係る第一種感染症指定医療機関として指定できること。
  - ② 一つの病院を複数の二次医療圏に係る第二種感染症指定医療機関として指定できること。
- 3 感染症が発生した都道府県において、当該感染症の病原体の検査を行うことができなかった事例を踏まえ、以下のように見直すこととする。

都道府県等は、近隣の都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議しておくこと。

- 4 近年、テロを含め、危険性が極めて高い感染症の発生が危惧されていることから、以下のように見直しを行うこととする。
- ① 都道府県等において、SARS及び痘そうについて、具体的な行動計画を策定すること。
  - ② 都道府県の予防計画に「緊急時における初動措置の実施体制の確立に関する事項」等について規定すべきものとする。

【適用期日】平成17年4月1日

○感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成十一年厚生省告示第百十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

一 (略)

二 感染症発生動向調査

1・2 (略)

3 このため、国及び都道府県等においては、法第十二条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえ、感染症発生動向調査の実施方法の見直しについて検討することが重要である。また、都道府県は、法第十四条に規定する指定に当たっては、定量的な感染症の種類ごとの罹患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるように行うことが重要である。

4 法第十三条の規定による届出を受けた都道府県知事、保健

所を設置する市の長及び特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）は、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、速やかに第三の五に定める積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講ずることが重要である。この場合においては、当該都道府県等における保健所、地方衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等が相互に連携することが重要である。

5| 一類感染症、二類感染症及び三類感染症の患者については、法に基づき健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要がある。また、四類感染症については、病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族の駆除等の感染

改 正 前

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

一 (略)

二 感染症発生動向調査

1・2 (略)

3 このため、国及び都道府県等においては、法第十二条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行うことが重要である。また、都道府県は、法第十四条に規定する指定に当たっては、定量的な感染症の種類ごとの罹患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるように行うことが重要である。

4| 一類感染症、二類感染症及び三類感染症の患者については

、法に基づき健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要がある。また、四類感染症については、病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族の駆除等の感染

症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、医師から都道府県知事等への届出については、適切に行われることが求められる。

6・7 (略)

三 (略)  
四 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携

1 平時において、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生の予防対策を講ずるに当たっては、都道府県等においては、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除並びに防鼠及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報の提供、カラス等の死亡鳥類の調査、関係業種への指導等について感染症対策部門と環境衛生部門の連携を図ることが重要である。

2 平時における感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠及び防虫は、感染症対策の観点からも重要である。この場合の駆除並びに防鼠及び防虫については、地域によって実情が異なることから、各市町村が各々の判断で適切に実施するものとする。また、駆除に当たっては、過剰な消毒及び駆除とならないような配慮が必要である。

五 検疫所における感染症の国内への侵入予防対策

検疫所は、感染症の病原体の国内への侵入防止のため、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）に基づき次の事務を行う。

1 3 (略)

4 検疫港又は検疫飛行場の一定区域内にある船舶、航空機等について、検疫感染症及びこれに準ずる感染症の病原体を媒介するねずみ族及び昆虫等の病原体保有検査、蚊の発生動向調査等を行い、航空会社等に対する感染症の病原体を媒介す

症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、医師から都道府県知事等（都道府県知事、保健所を設置する市の長及び特別区長をいう。以下同じ。）への届出については、適切に行われることが求められる。

5・6 (略)

三 (略)  
四 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携

1 平時において、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生の予防対策を講ずるに当たっては、都道府県等においては、地域住民に対する正しい知識の普及、情報の提供、関係業種への指導等について感染症対策部門と環境衛生部門の連携を図ることが重要である。

2 平時における感染症媒介昆虫等（感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等をいう。）の駆除は、感染症対策の観点からも重要である。この場合の駆除については、地域によって実情が異なることから、各市町村が各々の判断で適切に実施するものとする。また、駆除に当たっては、過剰な消毒及び駆除とならないような配慮が必要である。

五 検疫所における感染症の国内への侵入予防対策

検疫所は、感染症の病原体の国内への侵入防止のため、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）に基づき次の事務を行う。

1 3 (略)

4 検疫港又は検疫飛行場の一定区域内にある船舶、航空機等について、検疫感染症及びこれに準ずる感染症の病原体を媒介するねずみ族及び昆虫等の調査を行い、必要に応じ防疫措置を実施するとともに、関係行政機関へ通報する。

る蚊に係る対策の要請、蚊の捕獲その他の防疫措置を実施するとともに、関係行政機関へ通報する。

5 (略)  
六・七 (略)

### 第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

#### 一 四 (略) 五 積極的疫学調査

1 | 法第十五条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（以下「積極的疫学調査」という。）については、国際交流の進展等に即応し、より一層、その内容を充実させることが求められる。

2 | 積極的疫学調査は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合、②五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、③国内で発生していない感染症であつて国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、⑤その他都道府県知事等が必要と認める場合に的確に行うことが重要である。この場合においては、保健所、地方衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等と密接な連携を図ることにより、地域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進めていくことが重要である。

5 (略)  
六・七 (略)

### 第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

#### 一 四 (略) 五 積極的疫学調査

1 | 積極的疫学調査（法第十五条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査をいう。以下同じ。）は、これまで患者の診断を行った医師等の協力を得つつ、一般的に保健所等における業務として実施されてきたが、新しい時代の感染症対策において重要な位置付けを占めると考えられることから、今般、都道府県知事等の権限として法に新たに規定されたものである。

2 | 積極的疫学調査が行われる場合としては、①一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者が発生した場合、②五類感染症等に係る感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められた場合等が考えられるが、この他にも、③国内で感染症の患者は発生していないが海外で感染症が流行している場合であつて、国内における当該感染症の発生の予防上積極的疫学調査が必要と認められる場合、④感染症の病原体を媒介すると疑われる動物についての調査が必要なる場合等個別の事例に応じ、都道府県知事等において適切に判断されるべきものである。また、都道府県知事等が積極的疫学調査を行う場合にあつては、この調査を実施することとなる保健所等の機関において、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と密接な連携を図ることにより、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を迅速に進めていくことが重要である。

3・4 (略)  
六十二 (略)

第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

一 (略)

二 国における感染症に係る医療を提供する体制

1 3 (略)

4 新型インフルエンザ等の感染症の汎流行時に、その治療に

必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。

5 (略)

三 都道府県における感染症に係る医療を提供する体制

1 都道府県知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を、原則として都道府県に一か所指定する。この場合において、当該指定に係る病床は、原則として二床とすることとする。ただし、地理的条件、社会的条件、交通事情等に照らし、一つの病院に複数の都道府県の区域内の一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させることが効果的であると認められるときは、病院の所在地を管轄する都道府県知事は、当該指定に係る病床が一都道府県当たり二床以上となる限りにおいて、当該病院について、当該複数の都道府県の区域内の一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる第一種感染症指定医療機関として指定することができる。

2 (略)

3 第二種感染症指定医療機関を、管内の二次医療圏（医療法

3・4 (略)  
六十二 (略)

第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

一 (略)

二 国における感染症に係る医療を提供する体制

1 3 (略)

4 (略)

三 都道府県における感染症に係る医療を提供する体制

1 都道府県知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を、原則として都道府県に一か所指定する。この場合において、当該指定に係る病床は、原則として二床とすることとする。

2 (略)

3 第二種感染症指定医療機関を、管内の二次医療圏（医療法

(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第二項第一号に規定する区域をいう。以下同じ。)ごとに原則として一か所指定し、当該指定に係る病床の数は、当該二次医療圏の人口を勘案して必要と認める数とする。ただし、地理的条件、社会的条件、交通事情等に照らし、一つの病院に複数の二次医療圏の区域内の二類感染症の患者の入院を担当させることが効率的であると認められるときは、当該指定に係る病床が当該複数の二次医療圏の区域内の人口を勘案して必要と認められる病床数の総和以上となる限りにおいて、当該病院について当該複数の二次医療圏の区域内の二類感染症の患者の入院を担当させる第二種感染症指定医療機関として指定することができる。

4・5 (略)

6| 新型インフルエンザ等の感染症の汎流行時に、地域におけるその治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。

四・五 (略)

六 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において、地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項を定めるに当たつては、一から五までに定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1|3 (略)

4| 医薬品の備蓄又は確保に関する事項

5・6 (略)

第六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

一|四 (略)

五| その他ワクチン等の供給に関する留意点

(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第二項第一号に規定する区域をいう。以下同じ。)ごとに原則として一か所指定し、当該指定に係る病床の数は、当該二次医療圏の人口を勘案して必要と認める数とする。

4・5 (略)

四・五 (略)

六 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において、地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項を定めるに当たつては、一から五までに定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1|3 (略)

4・5 (略)

第六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

一|四 (略)

五| その他ワクチン等の供給に関する留意点

新型インフルエンザの汎流行時等のようにワクチン等の需要がその供給を著しく上回る事が予想される場合には、適切な供給が確保されるよう努める必要がある。

具体的には、新型インフルエンザが我が国において発生した場合を想定して、出現が予測される新型インフルエンザウイルスに対応するワクチン株の準備並びに必要なワクチンの生産及び供給が安全かつ迅速に行われるための体制を整備することが重要である。

そのため、インフルエンザワクチンの製造業者は、新型インフルエンザを想定したワクチン開発を行うよう努める必要がある。

国は、ワクチンの製剤化、非臨床試験及び臨床試験について、開発の支援を行うとともに、薬事法に基づく承認のための審査を迅速に行わせるよう配慮する。

また、国内での発生が極めて少ない感染症に係る医薬品について、外国における臨床試験の成績の活用等により薬事法に基づく承認のための審査を優先的に行わせるほか、緊急時において外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品の使用以外にそのまん延防止のため適当な方法がない場合には、健康危機管理の観点から、薬事法に基づく特例承認を与えることを含め、外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品の供給が迅速に行われるよう配慮する。

第七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

一・二 (略)

三 都道府県等における感染症の病原体等の検査の推進

1 地方衛生研究所は、一類感染症の病原体等に関する検査について、その有する病原体等の検査能力に応じて国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅

新型インフルエンザの汎流行時等のようにワクチンの需要量が供給量を上回ることが予想される場合には、国において適切な供給量が確保されるよう努める必要がある。

また、日本での発生が極めて少ない感染症に係る医薬品について、外国における臨床試験の成績の活用等により承認審査を優先的に行うほか、緊急時において外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品の使用以外にそのまん延防止のため適当な方法がない場合には、健康危機管理の観点から、薬事法に基づく承認前の特例許可を与えることを含め、外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品が迅速に医療現場に供給されるよう配慮する。

第七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

一・二 (略)

三 都道府県等における感染症の病原体等の検査の推進

1 地方衛生研究所は、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び四類感染症の病原体等に関する検査について、その有する病原体等の検査能力に応じて国立感染症研究所、他の都道



速かつ的確に実施することが重要である。都道府県等は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、必要な対応についてあらかじめ近隣の都道府県等との協力体制について協議しておくことが望ましい。また、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の病原体等については、地方衛生研究所において、人体から検出される病原体及び水、環境又は動物に由来する病原体の検出が可能となるよう、人材の養成及び必要な資器材の整備を行うよう努める。

2 3 4 (略)

四・五 (略)

第十 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

1 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、都道府県は、予防計画において、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定め、公表することとする。特に、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）及び痘そうについては、当該感染症の所見がある者が空港等に到着した場合、帰国した者が数日後、居住地又は職場で当該感染症の所見があると認められた場合等の具体的な事例を想定し、あらかじめ、予防計画において、医療提供体制や移送の方法等についての具体的な行動計画を定め、公表することとする。

二 3 四 (略)

五 予防計画を策定するに当たつての留意点

府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ的確に実施することが重要である。また、五類感染症の病原体等についても、民間の検査機関においては実施不可能な五類感染症の病原体等の検査について、その検査能力に応じて実施できる体制を備えていくことが重要である。

2 3 4 (略)

四・五 (略)

第十 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

1 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、都道府県は、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定め、公表することとする。

二 3 四 (略)

五 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において緊急時における国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保に関する事項を定めるに当たっては、一から四までに定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1| 国又は他の地方公共団体から派遣された職員や専門家の受け入れに関する事項

2| 感染症のまん延を防止するため必要な情報の収集、分析及び公表に関する事項

3| 緊急時における初動措置の実施体制の確立に関する事項

予防計画において緊急時における国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保に関する事項を定めるに当たっては、一から四までの事項を踏まえることが望ましい。